

配偶者暴力防止法の施行状況

1 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設数 全国に271箇所設置 (平成28年11月現在報告状況)

※各施設の連絡先は巻末をご参照ください。

2 配偶者からの暴力に関する相談件数

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

	総数	女性		男性	
			(割合)		(割合)
平成21年度	72,792件	72,086件	(99.0%)	706件	(1.0%)
平成22年度	77,334件	76,613件	(99.1%)	721件	(0.9%)
平成23年度	82,099件	81,075件	(98.8%)	1,024件	(1.2%)
平成24年度	89,490件	88,425件	(98.8%)	1,065件	(1.2%)
平成25年度	99,961件	98,384件	(98.4%)	1,577件	(1.6%)
平成26年度	102,963件	101,339件	(98.4%)	1,624件	(1.6%)
平成27年度	111,630件	109,629件	(98.2%)	2,001件	(1.8%)

※内閣府の調査によります。

(2) 警察における対応件数

平成21年	28,158件
平成22年	33,852件
平成23年	34,329件
平成24年	43,950件
平成25年	49,533件
平成26年	59,072件
平成27年	63,141件

相談者は
圧倒的に女性

※1 警察庁の調査によります。

2 対応件数とは、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいいます。

3 婦人相談所における一時保護された女性の人数

	要保護女子(同伴家族)	うち夫等の暴力を理由とする者
平成20年度	6,613人(5,532人)	4,666人(70.6%)
平成21年度	6,625人(5,535人)	4,681人(70.7%)
平成22年度	6,357人(5,509人)	4,579人(72.0%)
平成23年度	6,059人(5,187人)	4,312人(71.2%)
平成24年度	6,189人(5,376人)	4,373人(70.7%)
平成25年度	6,125人(5,498人)	4,366人(71.3%)
平成26年度	5,808人(5,274人)	4,143人(71.3%)

※1 厚生労働省の調査によります。

2 一時保護委託分を含みます。

4 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況

(1) 処理件数等

(単位：件)

	新受件数		既済件数		認容（保護命令発令）件数														却下	取下等
	総数	うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする立保の	総数	うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする立保の	(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合						(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		(3) 「子への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）		(4) 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（(2)以外）					
					① 接近禁止命令・退去命令 ② 電話等禁止命令	③ 接近禁止命令・退去命令 ④ 接近禁止命令・電話等禁止命令	⑤ 退去命令のみ	⑥ 電話等禁止命令（事後発令）	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	① 被害者への接近禁止命令	② 事後的な子への接近禁止命令	① 被害者への接近禁止命令と同時	② 事後的な親族等への接近禁止命令						
平成20年総数	3,147	519	3,143	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450		
平成21年総数	3,100	643	3,087	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526		
平成22年総数	3,096	760	3,114	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504		
平成23年総数	2,741	755	2,739	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458		
平成24年総数	3,144	827	3,152	630	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504		
平成25年総数	2,992	749	2,984	563	123	14	391	72	3	0	534	0	941	4	227	3	172	500		
平成26年総数	3,121	742	3,125	584	119	25	431	75	7	1	545	2	1,002	4	311	6	161	436		
平成27年総数	2,958	765	2,970	604	128	19	415	68	2	0	510	0	970	2	281	5	139	431		

※1 「認容」には、一部認容の事案を含みます。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含みます。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含みます。

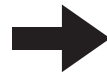
2 配偶者暴力防止法の改正より、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設されました。

これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令されます（表の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、(1)の⑥、(2)、(3)、(4)のそれぞれ②が後者です。）。

3 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数です。

(2) 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間
(平成13年10月から平成28年12月まで)



12.8日

※1 最高裁判所の調査によります。

5 配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

	殺人	傷害	暴行
平成19年	117/179件 (65.4%)	1,294/1,353件 (95.6%)	671/707件 (94.9%)
平成20年	107/192件 (55.7%)	1,255/1,346件 (93.2%)	870/933件 (93.2%)
平成21年	126/200件 (63.0%)	1,268/1,339件 (94.7%)	975/1,045件 (93.3%)
平成22年	99/152件 (65.1%)	1,212/1,282件 (94.5%)	1,013/1,082件 (93.6%)
平成23年	114/184件 (62.0%)	1,437/1,523件 (94.4%)	1,376/1,452件 (94.8%)
平成24年	89/158件 (56.3%)	1,325/1,415件 (93.6%)	1,415/1,518件 (93.2%)
平成25年	93/153件 (60.8%)	2,060/2,183件 (94.4%)	1,996/2,121件 (94.1%)
平成26年	106/155件 (68.4%)	2,015/2,154件 (93.5%)	1,999/2,135件 (93.6%)
平成27年	82/147件 (55.8%)	2,503/2,652件 (94.4%)	3,500/3,743件 (93.5%)

配偶者間における
傷害・暴行の被害者の
ほとんどが女性

※1 警察庁の調査によります。

2 分母は総検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙した件数(%はその率)です。

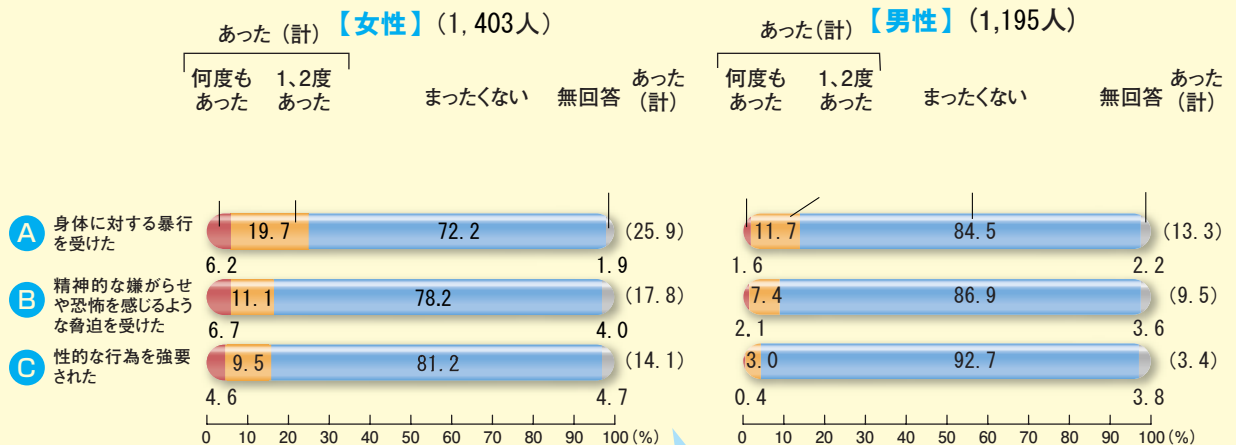
3 配偶者には内縁関係にある者を含みます。

4 本表は犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。

多くの女性が配偶者等から被害を受けています。

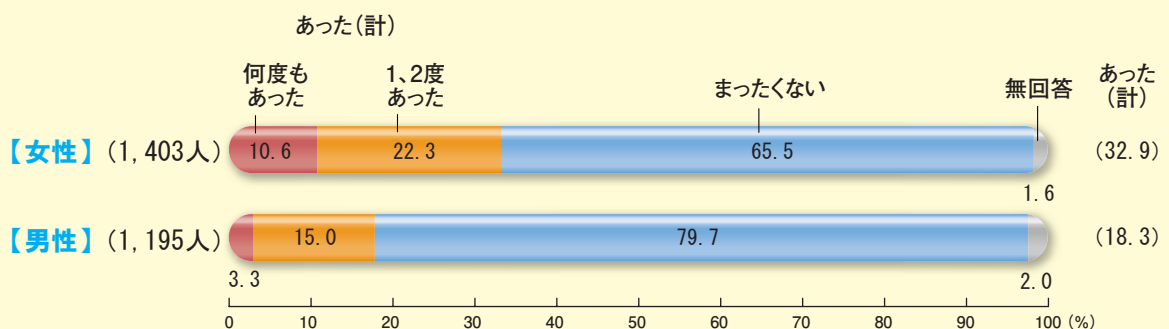
「男女間における暴力に関する調査」結果より (平成24年4月公表 内閣府)

● 配偶者からの被害経験



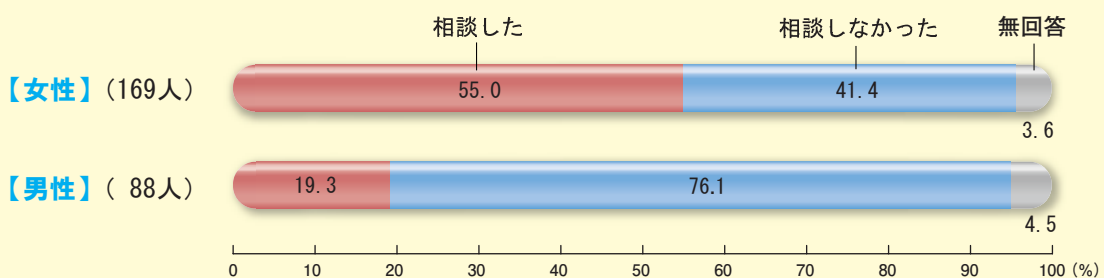
女性の約4人に1人が身体的暴行を受けている

● 配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある



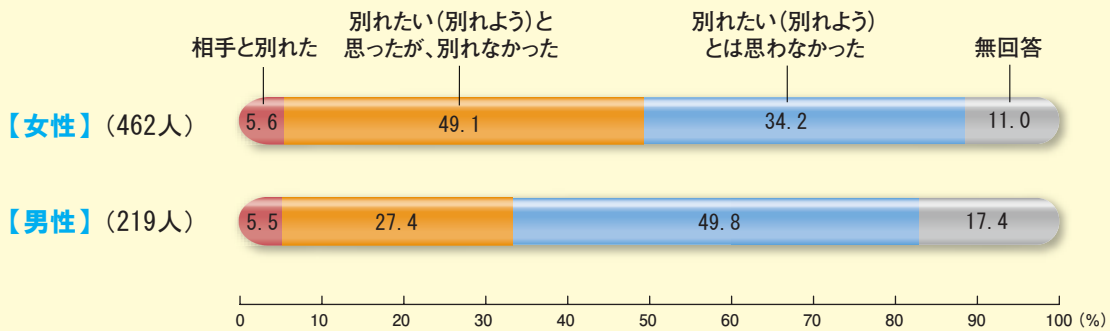
女性の約10人に1人が配偶者からの被害を何度も受けている

● 配偶者からの被害の相談の有無



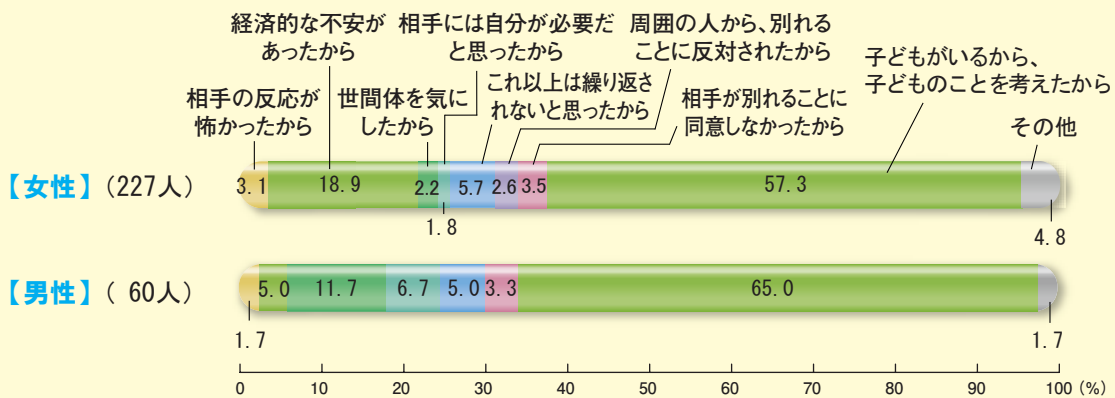
被害を受けた女性の約4割はどこにも相談していない

● 配偶者から被害を受けたときの行動



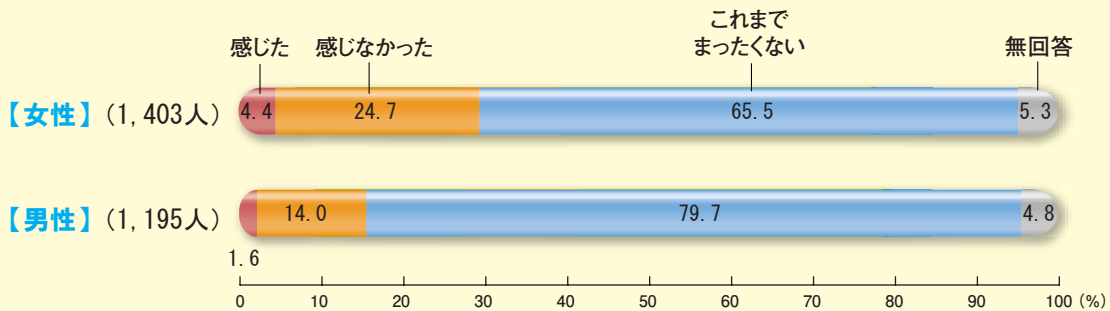
「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と回答した人は男性より女性が多い

● 別れなかった理由



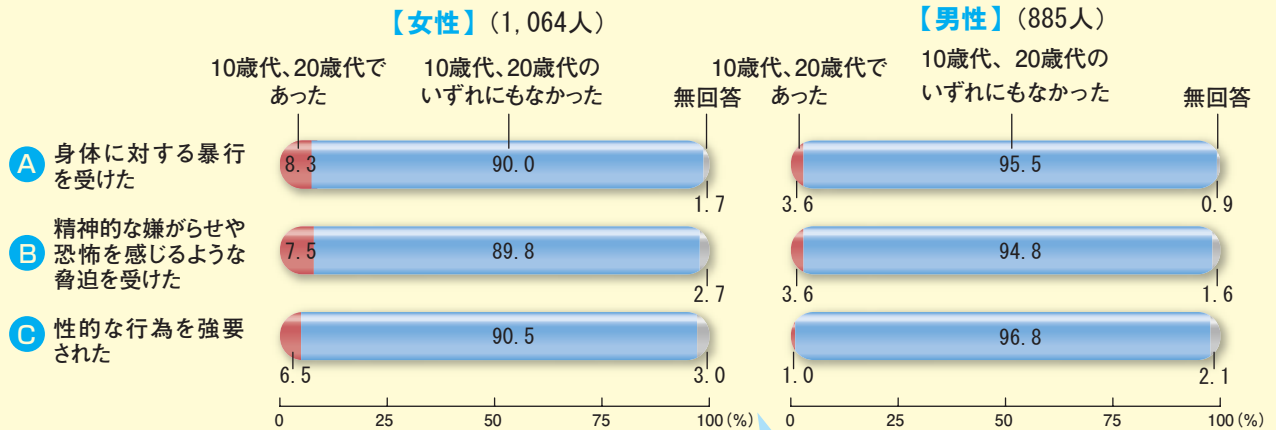
「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が男女とも最も多い

● 命の危険を感じた経験



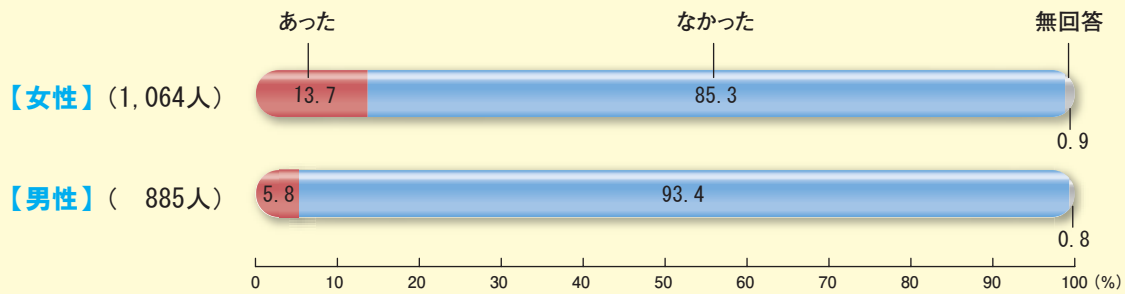
女性の約20人に1人が配偶者からの暴力で命の危険を感じたことがある

● 交際相手からの被害経験



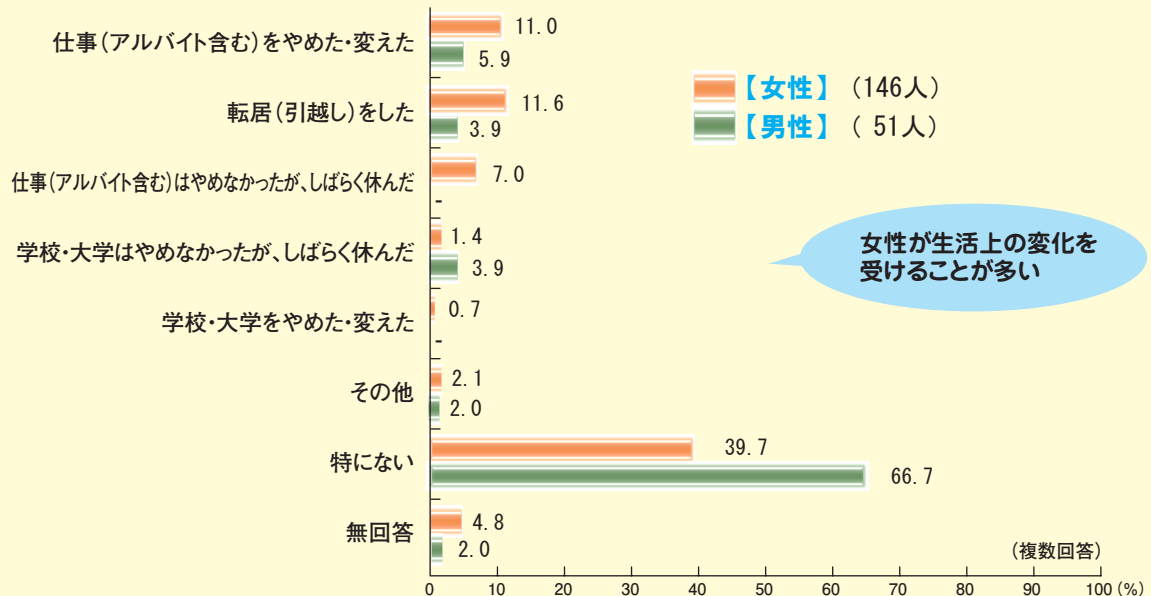
男性よりも女性に被害が多い

● 交際相手からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある



女性の14%が交際相手から被害を受けている

● 交際相手からの被害を受けたことによる生活の変化



女性が生活上の変化を受けることが多い